

租税特別措置法等の改正について

～酒類業者のみなさまへ～

平成 30 年 4 月

税 務 署

平成 30 年度税制改正により租税特別措置法等が改正され、本年 4 月 1 日から施行されました。このリーフレットは、主な改正事項とその具体的な取扱いを解説したものです。

1 清酒等に係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条）

① 適用期限

清酒、合成清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒又は発泡酒に係る酒税の税率の特例については、適用期限が 5 年延長（平成 35（2023）年 3 月 31 日まで）されました。

（注）特例の対象となる発泡酒は、以下のとおりです。

- （1）原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 100 分の 50 未満 25 以上のものでアルコール分が 10 度未満のもの
- （2）原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 100 分の 25 未満のものでアルコール分が 10 度未満のもの

② 特例適用製造者

特例の適用対象となる製造者（以下「特例適用製造者」といいます。）について、前年度の総課税移出数量が 10,000kl 以下の酒類の製造者に限られました。

（注）総課税移出数量とは、特例の適用対象となる清酒等以外も含めた全ての品目の酒類について、品目ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の数量（純課税移出数量）を合計した数量をいいます。

③ 軽減割合

特例税率のうち、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）の軽減割合について、平成 32（2020）年 10 月 1 日以降は、その前年度の課税移出数量が 1,000kl 以下の場合にあっては 90 分の 26（現行：100 分の 20）、1,000kl 超 1,300kl 以下の場合にあっては 100 分の 20（現行：100 分の 10）とされました（「4 参考①」を参照）。

2 ビールに係る酒税の税率の特例（租税特別措置法第 87 条の 4）

① 適用期限

ビールに係る酒税の税率の特例については、適用期限が 3 年延長（平成 33（2021）年 3 月 31 日まで）されました。

② 特例適用製造者

特例適用製造者について、前年度の総課税移出数量が 10,000kl 以下の酒類製造者に限られました。

（注）上記 1 ②と同じ。

③ 平成 29 年改正法により、ビールの製造免許を受けたものとみなされた場合の取扱い

平成 29 年度税制改正により、改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）上の発泡酒の製造免許を受けていた者は、平成 30 年 4 月 1 日に、改正後の酒税法においてビールの製造免許を受けたものとみなされます。

ただし、その際に製造することができるビールの範囲は、旧酒税法における発泡酒に該当する部分に限ることとされています。

ビールの製造免許を受けたものとみなされた製造者が製造するビールについては、租税特別措置法第87条の4の規定の対象になります。この場合において、ビールの製造免許を受けたものとみなされたとき（平成30年4月1日）に初めてビールの製造免許を受けたこととなります。

3 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第43条の2）

被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例については、適用期限が3年延長（平成33（2021）年3月31日まで）されました。

4 参考

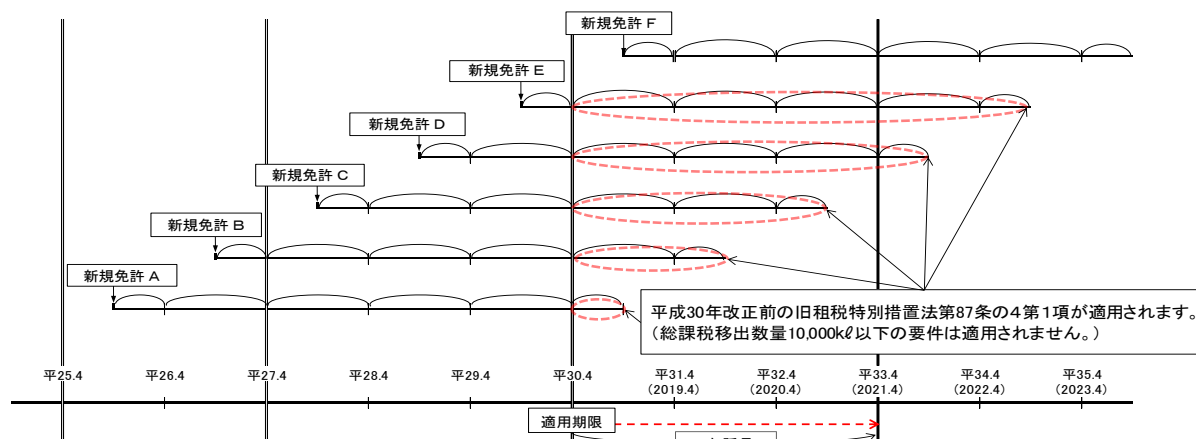
① 軽減割合（租税特別措置法第87条及び87条の4）

品目	軽減割合（単位：％）					
	30年度	31 (2019) 年度	32 (2020) 年度		33 (2021) 年度	34 (2022) 年度
			～9月	10月～		
清酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものに限る）	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)	20 (10)
果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く）	20 (10)	20 (10)	20 (10)	28.9 (20)	28.9 (20)	28.9 (20)
合成清酒、発泡酒	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)	10 (5)
ビール	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)	15 (7.5)		

※ カッコ書きは前年度課税移出数量が1,000kl超1,300kl以下の場合に適用されます。

※ 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額となります（平成30～32（2020）年度）。

② ビールに係る酒税の税率の特例（新規免許の場合）の適用関係



詳しくは、酒類指導官が設置されている税務署へお問い合わせください。

※ このリーフレットでは、平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。